

# 第 43 回 県民スポーツ祭 群馬県障害者スポーツ大会 2026 実施要綱

## 1 開催趣旨

障害者が本大会を通じて参加者等と交流を深めながら、スポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障害者に対する理解を深め、障害者の社会参加を促進することを目的として開催する。

## 2 主催

群馬県、（一社）群馬県パラスポーツ協会

## 3 主管

（一財）群馬陸上競技協会、（一社）群馬県水泳連盟、群馬県卓球協会、群馬県ボウリング連盟、群馬県障害者フライングディスク協会、（一社）群馬県ソフトボール協会、（公社）群馬県サッカー協会、（一財）群馬県バスケットボール協会、群馬県アーチェリー協会、群馬県バレーボール協会、群馬県ソフトバレーボール連盟、群馬県ボッチャ協会

## 4 後援（予定）

（公財）群馬県スポーツ協会、群馬県教育委員会、群馬県市長会、群馬県町村会、（社福）群馬県社会福祉協議会、（公社）群馬県知的障害者福祉協会、（公社）群馬県身体障害者福祉団体連合会、（一社）群馬県手をつなぐ育成会、（公社）群馬県視覚障害者福祉協会、（一社）群馬県聴覚障害者連盟、群馬県精神保健福祉協会、群馬県特別支援学校長会、群馬県スポーツ推進委員協議会、群馬県レクリエーション協会、日本精神科病院協会群馬県支部、日本精神科看護協会群馬県支部、群馬県精神障害者社会復帰協議会、群馬県精神障害者家族会連合会、日本赤十字社群馬県支部、上毛新聞社、朝日新聞前橋総局、毎日新聞前橋支局、読売新聞前橋支局、産経新聞社前橋支局、東京新聞前橋支局、NHK前橋放送局、群馬テレビ、FM GUNMA

## 5 協力

群馬県立ふれあいスポーツプラザ、群馬県パラスポーツ指導者協議会、群馬県特別支援学校体育連盟、群馬県立しろがね学園、群馬県立しろがね特別支援学校、群馬医療福祉大学、高崎健康福祉大学、群馬パース大学、群馬県手話通訳派遣事務所、伊勢崎市、日本エアテック（株）伊勢崎工場、（株）雨宮製作所、群馬県立障害者リハビリテーションセンター、群馬県立義肢製作所、群馬県手話サークル連絡会、群馬県パラスポーツ協会サポーター

## 6 開始式

競技実施日には、競技ごとに開始式を行う。

## 7 競技

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
個人競技	陸上競技 水泳 卓球 アーチェリー フライングディスク ボッチャ	陸上競技 水泳 卓球 ボウリング フライングディスク	卓球
団体競技	_____	ソフトボール フットソフトボール サッカー バスケットボール	バレーボール

## 8 競技日程及び会場

日程	競技名	区分	会場
7月2日(木)	バレーボール	精神	アイオーしんきん伊勢崎アリーナ
7月26日(日)	卓球	身体・知的・精神	群馬県立ふれあいスポーツプラザ
8月1日(土) 8月2日(日)	ボッチャ	身体	群馬県立ふれあいスポーツプラザ
8月29日(土)	ボウリング	知的	パークレーン高崎
9月5日(土)	アーチェリー	身体	群馬県立ふれあいスポーツプラザ
9月19日(土)	陸上競技	身体・知的	群馬県立ふれあいスポーツプラザ
9月25日(金)	フットソフトボール	知的	渡良瀬特別支援学校
9月27日(日)	フライングディスク	身体・知的	群馬県立ふれあいスポーツプラザ
10月4日(日)	バスケットボール	知的	群馬県立ふれあいスポーツプラザ
10月4日(日)	ソフトボール	知的	ベースボールパークファースト北部運動場
10月11日(日)	水泳	身体・知的	群馬県立ふれあいスポーツプラザ
11月8日(日)	サッカー	知的	未定 決定次第お知らせいたします

## 9 参加資格

参加できる選手は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳、又は都道府県知事等が交付する療育手帳の交付を受けた者、若しくはこれらの手帳の交付対象に準ずる障害のある者で、次の各号のすべてに該当する者とする。

なお障害の程度は問わない。

### (1) 年齢

- ・身体障害者：小学校1年生以上の者。
- ・知的障害者：個人競技は小学校1年生以上の者。  
団体競技は中学校1年生以上の者とする。
- ・精神障害者：中学校1年生以上の者。

### (2) 住所等

県内に現住所を有する者、県内に所在する施設に通所・入所している者、又は県内に通勤・通学する者。

## 10 健康管理

- (1) 競技に際し、健康上支障のない者とし、自己の責任において参加することとする。  
参加にあたり自己の障害及び体調に不安がある場合は、事前に医師に相談すること。

- (2) 主催者においては、応急の処置を除き一切の責任を負わないものとする。

## 11 表彰及び競技の実施方法

各競技の実施要領による。

## 12 参加申込

参加希望者は、別に定める申込書により申込期限までに申し込むこと。  
伴走者、手話通訳者、介助者が必要な場合は、各自で手配すること。